

## 令和4年度 第9回教育委員会 議事録

### 会議次第

- 日 時：令和4年12月1日（木） 午後3時00分
- 場 所：東彼杵町総合会館 教育センター（小会議室）
- 出席者：（教育委員）山口 直登 （教育委員）川原 悟  
（教育委員）橋本 茂子  
（教育長）粒崎 秀人 （教育次長）岡田 半二郎 （総務係長）遠岳 祐二
- 欠席者：（教育委員）長下 亜希

- 教育長挨拶

- 議題

- (1) 議事録の承認について

- (2) 議案審議

- 議案第13号 教育委員会職員の分限処分について

- (3) 協議事項

- ① 東彼杵町立小中学校児童生徒に対するセクシャル・ハラスメントに関する調査実施要項について
    - ② 次年度の不登校対策について
    - ③ 令和5年度就学に関する教育支援委員会の審査結果について

- (4) 報告事項

- ① 学校における働き方改革環境改善の対応について
    - ② いじめ防止対策推進法の規定による重大事案に関する経過について（報告）
    - ③ 全国町村教育長会の文部科学省への要望事項について
    - ④ 11月行政報告
    - ⑤ 12月行事予定

- (5) その他

## 会議記録（報告及び質問又は協議の要旨）

開会 15時00分

教育長挨拶

学校内での児童生徒のコロナ感染はすいぶん収まりを見せているが、今年はこれからインフルエンザの流行が心配される。また12月には教職員人事ヒアリングも予定され、まもなく町議会定例会も始まり、一般質問でも令和5年度に向けた教育環境の充実を図る上での施策等について質問があつておる、令和5年度予算要望に関連して回答したいと考えているが、来年4月に町長及び町議選挙のため骨格予算となることを含めて回答したいと考えている。

その他、国及び県からの通知として、スクールバス運行上の安全管理の徹底、子どもの心の悩み発見の対応、子どもの権利条約といった内容について紹介し挨拶があった。

### 議題

#### （1）議事録の承認について

教育次長

先に送付していた第8回定例教育委員会の議事録の内容について、修正等のご意見の連絡をお願いしていたが、川原委員からの指摘があつたとこを報告し、修正箇所として7頁の（4）その他、次回開催日について、字句の訂正を説明する。

また、山口委員から5頁の9行目及び22行目部分に字句訂正の指摘があり、内容を確認し修正することで決定した。

その他には、意見や修正などは無く、修正した内容をもって承認を求める。

教育長及び教育委員全員の意見

原案とおり承認する。

#### （2）議案審議

##### 議案第13号 教育委員会職員の分限処分について

教育長

議案審議の前にお諮りします。

議案第13号は、人事案件であり、個人情報を含みますので、非公開とし、議事録に会議内容の詳細を記載することを省略してよろしいでしょうか。

教育委員全員

異議なし

教育長

議事録の省略について、「異議無し」と了承を頂きましたので、詳細な記載を省略する

ことと致します。

これから、議案の審議を行います。

議案第13号「教育委員会職員の分限処分について」を議題とし、審議を行います。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(これ以降の会議内容については記載を省略。)

教育長

これから質疑を行います。

(教育委員からの質疑内容は省略)

教育長

他に、質疑がございませんか。

教育委員全員

質疑なし。

教育長

はい、以上で質疑無しと認めます。

それでは、これから議案第13号「教育委員会職員の分限処分について」の承認を求めます。

お諮りします。只今の審議のとおり、承認することに異議ありませんか。

教育委員全員

異議なし。

教育長

異議なしと認めます。

従いまして、議案第13号「教育委員会職員の分限処分について」は審議のとおり承認することに決定いたします。

### (3) 協議事項

- ① 東彼杵町立小中学校児童生徒に対するセクシャル・ハラスメントに関する調査実施要項について

教育次長

東彼杵町立小中学校児童生徒に対するセクシャル・ハラスメントに関する調査実施要綱について、アンケートの経緯としては、令和4年4月1日に教職員等による児童生徒の性暴力等の防止等に関する法律が施行されており、児童生徒に対する性暴力等の被害を早期発見するために児童生徒や教職員に対し定期的な調査が義務付けられ、このことについての要綱を定めて実施するものです。

目的として、早期発見し相談に繋げるための調査を実施していくことで、環境整備を図ることとしている。

対象者は、全児童生徒及び全教職員ということになり、調査内容は、児童生徒においては2区分に分けてあり、小学校5年から中学校までの児童生徒用と小学校は1年から4年の児童用という内容で分けて対応するものです。

また教職員は、教職員専用のアンケートで調査時期は、年1回で年明けて1月中旬から2月下旬、その年度末までに調査を実施するものです。

調査方法は、10月の校長会で内容の確認をしており、このあと先生方への説明を行って、調査を行うことになります。

児童生徒用の調査の回答は、直接、校長先生にいくような形になります。

先生方の分は、教育委員会に直接上がってくるような仕組みになります。

また、中身が繊細であり、内容が難しいところも子供たちにとってありますので、啓発資料を作り子供たちには説明をし、しっかり理解してもらって、調査を実施していくように予定をしております。

川原委員

1年から4年生までのアンケートの中に、言葉的なことが入ってないが、アンケートの内容は、委員会で作られたのか。

教育次長

そのとおりです。

川原委員

言葉的なことが入ってないが、内容は触られたことだけを調査するのか。

子どもどうしで言った言葉に傷つくケースもあり、言葉的なこともあるのではと思うが。

教育次長

子供たちに対しては、いじめ調査といった形もありますが、この調査も言葉を含めた言動も対象として実施し、啓発資料の参考資料にセクハラって、例えばこんなことっていうことで、これに具体的な例が記載されており、これを見ながらされると思います。

例えばこんなことがセクハラになりますということで、容姿について話題にすることも対象となります。

調査の説明を先生方にしていただいて、このアンケートを子供たちに取るという流れです。

山口委員

教職員用って書いてあるのは教職員ですか。

教育次長

先生方については、私宛にメールか郵送で提出となります。

山口委員

児童用のアンケートでは、誰からされたかっていうことが児童生徒同士でもあるし、

先生からとかいうこともあり、児童用には、提出先を書いてありませんが、どのようになりますか。

教育次長

校長提出になります。担任の先生では無く、学校長へ直接、子供たちが出していく形になります。

教育長

調査用紙を配ったり説明をしたりするのは、担任の先生ですので、先に配るときに、直接、校長先生に行くということを言っておかないと、先生が見るかもしれないと思ったら書けなくなるので、その対応が必要です。

山口委員

児童生徒自身が担任からセクハラを受けているという事実がある時、担任からこの様なアンケートをしますと言っても、児童生徒はやっても無駄に思うかもしれないで、本当に自分の声が届くのかという不安を取り除く必要があるのでは。

橋本委員

担任の先生が見るかも知れないと思うこともある。

教育長

学校では書けないので、家庭に持つて帰つて、書いて、封をして、校長先生に直接、自分で出すことになりますか。

教育次長

そこはまだ案段階のところであり、各学校と詰める必要があります。

資料にあるように、回答したら封筒に入れて、指定の箱に入れることになりますが、その箱をどこに置くのか、校長室の前に置くのかなど、学校と協議をしながら具体的に決めてから対応しないといけない。

必ず封筒に入れるために、何かこの専用の封筒を設けないといけないとは思っています。

教育長

その封筒が直接校長先生に行くかどうか、ご本人が確認できないと、書けないかもしれませんので、その対応を含めて検討しておく必要があるのでは。

教育次長

投函箱を設けて、その箱に施錠をして、その鍵は校長先生しか持たないという対応になるかと思います。

川原委員

その箱を置く場所も問題。

教育次長

子供たちが気になって、入れにくい状況になることもあるので、あまり目立ったところには置けないかもしれません。

山口委員

全部回収するのですか。

教育次長

全部回収します。白紙でも回収することになります。

川原委員

白紙でも入れて下さいとなれば、全部入るから問題無いような気もするが。

橋本委員

これは家に持つて帰つて、親と一緒に書くことになりますか。

低学年は書けるのかどうか、子供だけで書くには難しいと思われます。

教育次長

アンケート調査のやり方としては、回答用紙の回収は、担任や他の児童生徒も目に触れない方法を取るというようなやり方をしたいと考えております。

やり方として、体罰アンケートと同時にを行い、保護者と一緒に回答してもらい、その封筒に入れてもらうというのがいいだろうと考えています。

山口委員

体罰アンケートも一緒の時期になるのですか。

教育次長

これも義務付けされて、必ずしないといけないものです。

調査のやり方については、しっかり秘密が守れるように、また児童生徒が回答しやすいようなことを含めて、対応にあたっていきたいと思っています。

橋本委員

必ずしもセクハラの相手が担任の先生とは限らず、他の先生からということはありますので、そのような対応も含めて検討されて下さい。

教育次長

よく整理しないといけないところもありますが、こういった法律が施行されたことに対し、この調査が義務づけられていますので、先ほどご指摘ご意見いただきました内容を整理しまして、調査の準備を進めていきたいと思います。

② 次年度の不登校対策について

教育次長

次年度の不登校対策等についてです。

先般の定例教育委員会及び総合教育会議の中で、次年度の予算関連でも、その対策として、スクールソーシャルワーカーの町費に係る予算の日数を増やすような予算を挙げていきたいという説明をしておりますが、そのことに関連するものでございます。

不登校の現状ですが、各学校では小学校で5名、中学校で5名になっており、小学校は前年度より減少、中学校は増加という状況です。

不登校の状況の各校の分析ですが、千綿小では増減なしということで、その増減していない要因としては、定期的なアンケートと個人面談の実施、気になる児童については、職員間での共有や保護者への情報提供が迅速に行われていることとして学校での分析がなされております。

彼杵小では、最大の理由はということで、不登校児童が卒業し、その分の減少があつたことと同時に、新規の不登校児童が増えなかつたということですが、新規の増加が見られなかつた要因としては、全職員による学習指導・生徒指導が一定の成果を上げているということが考えられるという報告です。

中学校では、様々な要因が考えられるということですが、小学校の頃から家庭におけるゲームやスマホなどのメディアに対する習慣が大きいと考えるということであり、現状の生徒の中に深夜にゲーム等で不規則な生活ということで不登校ということも聞かれていますので、そのようなところでの増加の要因ということです。

次に、町教委の分析では、1つ目に、小学校の減少については、定期的なアンケートと個人面談の実施、気になる児童については職員間での共有や保護者への情報提供が迅速に行われている。

2つ目に、全児童が学びに向かっているので、生徒児童事案も少なく落ち着いた学校教育活動ができる。

3つ目に、不登校児童が卒業し、新たな不登校児童が増えなかつたこととしています。

中学校の増加については、先ほど学校の要因ともあるように、小学生の頃からの家庭におけるゲーム・スマホなどのメディアに対する習慣による不規則な生活、そういうものが非常に子供たちの生活のリズムが崩れて不登校になっています。

また、中1ギャップということも挙げられており、分析をしています。

また、クラス替えのない小規模な小学校から進学し、うまく自己表現ができず、馴染めない生徒に傷つきやすい生徒の存在。

4つ目に発達障害を持つ生徒やその疑いのある生徒が増えたということ。

5つ目に、小学校と中学校の引き継ぎの中で、なかなか全ての引継ぎができていないというようなところもあって、その後の対応の部分で不登校に至ったというところです。

そのようなことを含め次年度からの不登校対策として、現在、不登校・不適応児童生徒への支援方針に基づいて取り組んでいるところで、自立・適応支援スタッフを配置し、令和4年度から行っています。

このような対応を行っている中で、次年度では、1つ目に、まずは不登校対策委員

会等の各種会議の設定ということで、新たに設けるのではなくて、既存の組織会議を活用しながら、この案件を含めて協議検討を行いたいと考えています。

具体的には、資料①に挙げている既存の組織会議をもって、情報共有を図っていくことで考えています。

2つ目に、不登校対策委員会の設置ということで、年に1回、2月に開催し、さらに詳細な情報共有を図りたいとしており、それぞれ小中の引き継ぎ、さらに幼保小の引き継ぎの仕方、そういったことを含めて、しっかり情報共有を図りたいと思います。

3つ目、町教委を交えたケース会議の設定ということで、実施時期を夏季休業日と1月から2月のトータル2回の実施をしていきたいと考えています。

4つ目に、学年を特定して、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーによる全員面談ということで、これが予算にも関係する部分でございまして、特に夏休み後の不登校になりやすいといわれる時期というところに、ピントを絞って、子供たちの見守り気配りを行っていくというところを予定しております。

続いて、今後のスケジュールですが、今、12月というところで、生活生徒指導部会で実施に向けた協議、及び教務主任会での今後の日程等の調整を行っていくことで考えております。

令和5年度では、記載している流れで調整を予定しており、先ほどの夏季休業日で対応をして行っていくというように計画をしています。

その他、関連して、不登校対策にかかる県の事業になりますが、「確かな一歩」不登校支援推進事業が示され、事業活用依頼があり、本町も手を挙げまして、事業費総額87万4000円ということで、不登校児童生徒を対象とした体験活動への支援事業の予算を講じて、不登校児童生徒が学校への戻りに繋がるような施策を展開していきたいと考えています。

以上、次年度の不登校対策についてです。

橋本委員

小学校の不登校児が減少したということで、不登校児が卒業し、新たな不登校児童が増えなかつたっていうのは、数的にはわかりますが、その小学校を卒業した不登校児は中学校に行って、それが中学校では増加していることになりますか。

教育次長

令和4年度においては、中学校の増加に繋がっています。

橋本委員

小学校のときから不登校だった子のか、中学校になったら不登校ではなくなつたのかなど、どのような状況ですか。

総務係長

そのまま不登校となっているケースがほとんどです。

教育次長

中学に行って、そこに小規模学校からの進学で、馴染めずに新たに不登校となるケースもあります。

山口委員

中学校で、新たに不登校になったという子どもとかはいますか。

教育長

3人位いるようです。

総務係長

中学生になり、中1ギャップといわれますが、環境の変化についていけない子を見つけるために、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーとの全員面談を実施し、そこに支援が必要な子を見つけて、ケース会議などで引き継いでいくという流れを作ることを予定しています。

山口委員

小学校の先生方は、この子は中学校に行ったらちょっと厳しいかなとか気になるとか、また家庭的な状況とか、本人の性格とか、何かで心配される子どもがいると思います。

表立って言わぬこともあります、情報をしっかりと共有しながら対応する必要があると思います。

小学校6年生の時のことだけを引き継ぎするのではなく、小学校の6年間の中で気になることがあついたら、そう言ったところを遡って共有していかないといけないのかなって思います。

それがしっかりと立ち直っていれば良いですが、そこを引きずつてきている子どもがいれば、特に中学校に上がったときには、非常に厳しい。

橋本委員

中学校に伝えるのは、6年の担任が伝えますが、自分が受け持った1年間だけではなく、それまでの事もわかれば伝えてられていると思います。

4年から5年に上がる時も、5年から6年に上がるときなども、気になる子は引き継ぎをしていました。

山口委員

6年間の子供の状況や家庭の状況も含めて、気になることについては、共有していかないといけないので、先ほど係長が説明されたその様なシステムが、やはり大事であり、その様な対応が必要だと思います。

教育長

今は、小学校から中学校に引継ぎ会をする時には、スクールソーシャルワーカーも付いて対応しています。

山口委員

養護の先生も対応されているのでしょうか。

教育長

養護の先生も同行されていると思います。

橋本委員

以前、児童支援シートっていうのがありました、活かされているのですか。

教育長

今は、あまり生かされていないようです。

山口委員

もう1点必要ではと思っている件ですが、調査をしてもらえたらいいのではと思っています。

不登校であった生徒が中学校を卒業した後に、高校に上がってからの状況を調査して、何か今後に生かせないかという思いがしています。

中学卒業したらもう終わりということではなく、高校に行っても厳しい状況であれば何らか手助けできるようなことが町としてできぬいか。そう言うことも必要ではと、最近思っています。

教育次長

中学校卒業後のことになりますか。

山口委員

子どもが学校をやめてしまっていないかどうかなど、どういう状況にあるか調査できればと思います。

教育次長

調査については、どういう視点で調査をするのかなど、本人のプライバシーのことに関わってきますので、委員会として何の権限で調査できるのかというところを確認す

る必要があります。

山口委員

個人的な情報になりますので、協力してもらえる人しかできないと思っています。

教育次長

委員会として、どの様に生かすのかというところをしっかりと精査しながら、調査目的を示して整理してないと難しいと思われます。

山口委員

例えば教育ということでだけでなく、福祉的な捉えた方でも検討できるのでは思いますが、意外と町内にも引きこもりの方もいらっしゃるのではないかでしょうか。

教育次長

いわゆるニートとかなど引きこもりなども社会問題として言われています。

福祉などとの関係部署からの情報収集や検討も行ってみたいと思います。

不登校対策に関しては、先ほど説明しました内容の方向で進めていくので、随時いろんな形で協議をお願いさせていただきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

### ③ 令和5年度就学に関する教育支援委員会の審査結果について

教育次長

令和5年度の特別支援教育に係る措置について、11月28日に開催しました教育支援委員会の判定につきまして、教育委員会の承認を得る必要がありますので審議をお願いします。

総務係長

(資料により、対象の児童生徒の判定結果を説明する。)

(これ以降の説明内容、質疑及び協議の要旨については、児童生徒の個人情報であるため、記載を省略する。)

教育次長

お諮りしました令和5年度就学に関する教育支援委員会の審査結果につきましては、判定のとおり承認いただけますでしょうか。

教育委員全員

承認する。

教育次長

承認されましたので、審査結果のとおり次年度に向けて準備を進めます。

## (4) 報告事項

### ① 学校における働き方改革環境改善の対応について

教育次長

資料により報告内容の説明を行う。学校における働き方改革環境改善の一環として、放課後の留守番電話導入を説明する。

この対応は、12月中に保護者及び地域に案内をし、年明けて1月10日からの対応となり、緊急時の対応については教育委員会に連絡をして学校への連絡。また教育委員会もいない時間帯では、役場当直を経由して、教育委員会、学校へという連絡体制を取ることを説明。

(委員からの質疑は無し)

② いじめ防止対策推進法の規定による重大事案に関する経過について（報告）

教育次長

資料により報告内容の説明を行う。なお、説明においては、個人情報を含むことから、議事録に説明及び質疑内容の詳細を記載することを省略することで、教育委員からの承認を得て進める。

（説明内容及び質疑内容等は省略）

③ 全国町村教育長会の文部科学省への要望事項について

教育次長

資料により、説明を行う。

④ 11月行政報告

教育次長

資料により、説明を行う。

⑤ 12月行事予定

教育次長

資料により、説明を行う。

（5）その他

○次回開催日

次回定例教育委員会を令和5年1月12日（木）、午後3時から開催することに決定する。

17時20分 閉会

議事録署名

令和5年1月18日

教育委員 山口直登

教育長 粒崎秀人